

(社) 東京都障害者スポーツ協会・競技団体登録要綱

1. 目的

この要綱は、東京都における障害者のスポーツの普及、振興と啓発を図るために活動している競技団体の内、(社) 東京都障害者スポーツ協会(以下「協会」という。)の掲げる事業方針に賛同する競技団体を協会登録団体として登録し相互に協力・支援することを目的とする。

2. 対象団体

競技団体登録の対象となる団体は、東京都において、目的に掲げる障害者スポーツ活動を行う団体(以下「団体」という。)で下記の各号に該当する団体であることとする。

- (1) 原則として、所在が都内にあり、東京都における障害者のスポーツの普及、振興に寄与する団体であること。
- (2) 常時、スポーツ活動を実施している東京都域の当該競技の統括または調整団体であること。
- (3) 会則を持ち、民主的運営がされている団体であること。
- (4) 単一の職場(学校、施設)に所属している者のみで構成されていないこと。

3. 協力・支援内容

- (1) 協会は、登録団体に対し、下記の協力・支援を行うものとする。
 - ① 協会広報誌又はホームページでの登録団体実施事業の広報。
 - ② 登録団体が、主催・主管する事業(競技会、講習会等)に対する後援。
 - ③ 助成審議委員会の承認を得た登録団体に対して、当該年度の予算の範囲内での助成金の交付。
 - ④ その他の協力・支援。
- (2) 登録団体は、協会に対し、可能な範囲で下記の事項について協力・支援するものとする。
 - ① 協会が主催又は協力・支援する事業への協力。
 - ② 協会会員登録等、協会活動への協力・支援。

4. 登録

登録を希望する団体は、下記の事項の通り必要書類を提出し登録申請をするものとする。

(1) 初年度登録

所定の様式1、様式2と団体規約、役員名簿、年間事業計画、年間予算書、構成員名簿を提出するものとする。

(2) 登録更新

登録を更新する団体は、様式1、様式2と年間事業計画、年間予算書、構成員名簿を提出するものとする。

※団体の規約及び役員変更が生じた際は、新しい規約、役員名簿を提出すること。

5. 登録団体の決定

申請期間内に申請された関係書類に基づく社団法人東京都障害者スポーツ協会事務局の審査後、申請団体へ文書をもって5月末日までに決定を通知するものとする。

6. 提出期間

平成21年 4月30日（木）必着

7. 適用期日

平成15年 7月17日適用

平成15年12月20日適用

平成16年 7月 5日改正

平成18年 2月 1日改正

平成20年 4月 1日改正